

平成 26 年 10 月 21 日

# 北の輝く女性応援会議の設置について

1	背 景	1
2	女性の活躍促進の課題	3
3	女性の活躍支援のための施策展開	3
4	ネットワークの構築	4
5	北の輝く女性応援会議の今後の取組方向	5

[参考資料]

- 北海道らしい「女性の元気応援ネット」
- 北の輝く女性応援会議の展開方向
- 北海道の男女平等参画（平成 25 年度版）
- 日本再興戦略における「女性の活躍推進」
- 基本問題・影響調査専門調査会  
「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」

# 1 背景

## (1) 人口減少問題

本年4月、国立社会保障・人口問題研究所では、我が国の総人口は、少子高齢化の進展により急速に減少し、2048年（平成60年）には1億人を割って9,913万人となり、2060年（平成72年）には8,674万人になるとの将来推計を公表。

### ア 経済への影響

- ・ これに伴う生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少により、
  - ① 日本市場の縮小による海外からの投資（資本供給）の減少
  - ② 労働需給が逼迫し賃金が上昇することによる製造拠点の海外移転の進行
  - ③ 高齢化の進展による技術進歩の鈍化など、経済への深刻な影響が懸念されるとしている。

### イ 地方の活力低下

- ・ 本年5月、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計人口のデータを基に、最近の都市間の人口移動の状況を加味して2040年の20～30代の女性の数を試算した結果を発表。
- ・ 2010年と比較して若年女性が半分に減る自治体「消滅可能性都市」は、全国の49.8%に当たる896市区町村に上り、そのうち北海道では、147市区町村（78.2%～全国6位）が該当するとされている。

## (2) 北海道の男女共同参画

### ア 道の男女平等参画施策の推進体制

- ・ 平成13年3月、「北海道男女平等参画推進条例」公布
- ・ 平成14年4月、北海道男女平等参画基本計画を策定
- ・ 審議会において毎年重点的に取り組む重点事項を選定
- ・ 北海道男女平等参画推進本部において庁内連携の下に、取組を推進。

### イ 取組状況

- ・ 計画の柱～3つの目標と13の基本方向、そして40の施策の方向

#### ① 目標Ⅰ「男女平等参画の実現に向けた意識の改革」

「男女の固定的な役割分担意識の解消等に向け、男女平等参画の広報・啓発活動の充実や男女平等の視点に立った教育の推進」

#### 〔取組事業の例〕

職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ等を顕彰する北海道男女平等参画チャレンジ賞（知事賞）を贈呈

#### ② 目標Ⅱ「家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進」

「あらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、男女が家庭、職場、地

域社会においてバランスのとれた豊かな生活が可能となるよう、また、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組」

**〔事業の例〕**

保育所受入児童の計画的な拡充や「安心こども基金」を活用した保育所の緊急的整備、児童が社会性を身につける機会となる放課後児童クラブの設置や活動の充実

**③ 目標Ⅲ「多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」**

「男女が、様々な分野において平等にその個性と能力を十分に発揮するために、自分にあった生き方を選択し、健康で充実した人生を送ることができるよう、生活上の様々な環境の整備促進」

**〔事業の例〕**

企業等を対象にテレワーク導入のメリットや成功事例などを普及啓発するセミナー、社内研修など個別支援を行う。

**ウ 計画の指標推進状況（各種指標の状況）**

- ・ 施策の方向の各項目ごとに指標項目（31項目）、参考項目（62項目）を設定
- ・ 指標項目においては、目標値を設定
- ・ 「男性の育児休業取得率」、「中小企業における子育てを支援する企業の割合」など、取組が遅れている指標項目も多い。

	基本計画の目標	指標項目	現状 (H24年度末)	目標値 (H29年度末)
<b>取組が遅れているもの</b>	Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	道の男性職員の育児休業取得率	1.1%	10%
		子育てを支援する企業の割合(中小企業)	2.6%	25%
		育児休業取得率(男性)	3.9%	10%
		指導農業士の女性の割合	8.0%	25%
<b>目標を達成したもの</b>	Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	保育所受入児童数	68,516人	66,228人
		トワイライトステイ事業の実施数	11市町村	9か所
		母子家庭等就業・自立支援センター設置の促進	34市町村	23市町村
		女性認定農業者数	628人	500人
		主業農家に対する家族経営協定の締結数の割合	20.3%	20%
	Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	成人の週1回以上スポーツ実施率	62%	50%以上
		常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	21か所	21か所

**(3) 国の施策**

**ア 日本再興戦略の中核**

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍が中核に位置付けられ、M字カーブの解消などを課題として、指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度にするなどの成果目標を掲げ、施策が展開されている。

**イ 男女共同参画会議での議論**

平成26年4月、男女共同参画会議の専門調査会において、地域経済の活性化

に向けた女性の活躍促進については、地域の実情に応じた取組の展開のほか、行政や企業、団体などの「多様な主体による女性活躍の支援のためのネットワークの構築」が求められるとの報告書が取りまとめられた。

## 2 女性の活躍促進の課題

- ・ 少子高齢社会が進展し、人口の減少による地域の活力低下や労働力人口の減少による経済の縮小問題などが顕在化しており、特に、第1次産業を基幹産業とする本道においてはその影響が大きく、重大な課題である。
- ・ 人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、女性の労働参加率を上昇させることや女性の能力を生かした生産性の向上など、新たな経済成長に向けた取組が不可欠。
- ・ 地域の活性化に向けては、インフラ整備をはじめ、地域の若年女性が子育てをしながら、生き生きと安心して暮らし、働ける環境が求められており、そのための課題も多い。

### (1) 働く女性の子育てしやすい環境等の整備

- ・ 少子化・人口減少の進展の中、少子化対策の観点から、働く女性が出産や育児などをしやすい環境を整えていくことが必要。
- ・ 特に、地域において女性がいきいきと、生き甲斐を持って暮らすための支援が必要。

### (2) 両立支援の促進

- ・ 20～40歳代の女性の労働力人口にへこみができる、いわゆる「M字カーブ」の解消のための支援が必要である。
- ・ 成長戦略の観点から、生産年齢人口の減少による労働力の低下を防ぐ上で、多くの女性が、結婚・出産を経てもキャリアを継続できるよう女性のライフステージに合わせた支援が必要である。

### (3) 組織や社会における多様性の推進

- ・ 人口の半分は女性だが、企業や行政、地域の組織においても男性の割合が高い。
- ・ 女性の視点を取り入れ、組織の多様性を高めることが、顧客や住民のニーズをよりくみ取ることを可能にすることから、女性を単に男性労働力の代替・補完ととらえるのではなく、女性がもたらす積極的な価値に着目することが、活力ある経済活動や地域社会づくりの重要な視点である。

## 3 女性の活躍支援のための施策展開

- ・ 女性の活躍に向けた課題を踏まえた多様な施策を展開する。

### (1) 男女で共に支える地域社会

- ・ 男女共同参画市町村計画の策定と住民の合意形成の推進による市町村での気運を

## 醸成

- ・ 地域活動や一次産業などで活躍する女性等に関する情報をHPで公表する「見える化」の推進
- ・ 一次産業の6次化、就業・創業・起業等をサポートし、地域でがんばる女性の支援
- ・ 企業の積極的な改善措置に対する公共調達などでのインセンティブ付与

### (2) 企業におけるワークライフバランスの推進

- ・ 短時間労働、在宅勤務、限定正社員等制度の導入など柔軟で多様な働き方の促進
- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図る
- ・ 自発的な目標設定、公表の促進などによる役員・管理職への女性登用の促進
- ・ 企業における女性の活躍支援に関する情報をHPで公表する「見える化」の推進

### (3) 女性のライフステージに応じた支援

- ・ ニーズに応じたマッチング、キャリアアップ支援等働きたい女性の支援
- ・ 女性のスキルアップ、就業継続、起業等の支援
- ・ 女性の目線、経験を生かした企業支援など
- ・ 待機児童解消のための保育所整備促進やシッターサービス、家事代行産業の育成、利用促進等、家事、保育・子育てなどの支援体制整備

## 4 ネットワークの構築

- ・ 女性の能力が十分に発揮される地域社会づくりを実現するためには、地域の各界各層がそれぞれ女性の活躍を支援するだけでなく、国、地方公共団体、民間団体、住民が連携・協働して取り組むネットワークの構築が必要。
- ・ それは、単なる情報共有のための連携体制ではなく、それぞれの主体が連携し、課題を共有し、協働して事業を推進していく新しいネットワークであり、それぞれの主体がその得意とする役割を自主的に果たしつつ、緊密な連携・協働の下、全体として隙間のない横断的・総合的な支援体制を構築することが求められる。
- ・ このため、本道における経済団体や生産者団体はもとより、地方団体や労働団体など、オール北海道で北の輝く女性応援ネットを設置し、女性の活躍を支援する気運の醸成を図る。

### (1) 北の輝く女性応援会議

ネットの中心的な推進役として、多様な主体が、得意な分野に取り組む。

#### ●取組の方向性

情報の共有や理解を促進し、次のとおり取組を段階的に発展させ、その取り組みを通じて、道内企業や道民の意識改革や社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成する。

#### 【HOP】北海道の現状や各団体等における取組情報の共有、検討のスタート

- ・ 各団体、企業、地域、行政（国・道・市町村）等における取組経過の取りまとめ及び現状の認識

- ・優良取組事例や他県の先進事例の紹介

〔STEP〕各団体の取組の推進、横方向への拡大促進

- ・構成団体自らの主体的な取組の推進
- ・横方向への多様な取組の拡大を促進

〔JUMP〕構成団体全体による共通の取組を推進

- ・オール北海道での取組の拡大及び加速化
- ・構成団体全体での共通の取組の推進

## (2) 女性の活躍懇話会

道における女性の活躍支援の施策検討に資するため、道内において現に活躍している女性等から活動の状況などを聴取するための懇談を行う。

### ●開催の方法

懇話会は、札幌開催及び地域開催の2区分で実施し、懇話会において出された意見等については、対象者の活動内容と併せて道のホームページに掲載し、成功事例の共有とともに、男女平等参画審議会や男女平等参画推進本部等に報告し、政策検討の参考とする。

## (3) 情報広場

北の輝く女性応援ネットの取組のファーストステップとして、北の輝く女性応援会議、女性の活躍懇話会、企業や行政、団体など多様な主体による取組など様々な情報を一元的に集約し、「求める情報を求める人に、伝えたい情報を多くの人に」をコンセプトに情報発信し、情報のプラットフォーム化を進める。

## 5 北の輝く女性応援会議の今後の取組方向

○北の輝く女性応援会議は、今後、取組の方向性にそって段階的に取り組みを進める



○「女性の元気情報広場」で取組を「見える化」



○道民、企業、団体、地域など、オール北海道での理解の進展と支援環境が整備



○全体として隙間のない横断・総合的な支援体制を構築



- ・男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会
- ・女性の活躍促進による北海道経済及び地域づくりの活性化